

小金井市公民館の施設使用料の導入について

(提 言) 案

令和 年 月

第37期小金井市公民館運営審議会

第37期小金井市公民館運営審議会

委員長 本 川 交

副委員長 倉 持 伸 江

武 田 修 宜

橋 本 利 一

福 井 高 雄

大 坪 正 直

石 原 芳

稲 垣 芳 樹

吉 田 孝

川 原 美 紀

1 はじめに

小金井市公民館の施設使用料の導入に係る検討に当たっては、「小金井市第三次行財政改革大綱」（平成22年5月）において「公民館の有料化の検討」が位置付けられて以降、公民館運営審議会（以下「公運審」という。）においても第33期から第36期までの4期にわたり検討を行ってきた。

第36期公運審では、令和3年3月に策定した「小金井市公民館中長期計画」（以下「公民館中長期計画」という。）及び令和4年8月に策定した「小金井市行財政改革2025」を踏まえ、公民館運営等に要する年間の維持管理費、公民館使用登録団体の利用状況及び近隣3県を含めた他自治体の状況等に係る調査を実施するなどの検討を行い、第37期公運審に対して「公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書」（以下「申し送り書」という。）が提出された。

第37期公運審では、申し送り書に示された論点のみならず、小金井市公民館の目指す姿や期待する機能及び活性化に向けた取組等について幅広く協議し、「小金井市公民館の施設使用料の導入について（提言）」（以下「提言書」という。）を取りまとめた。

公民館担当においては、この提言書を真摯に受け止め、最大限尊重するとともに、公民館中長期計画の将来像「集い、学び、つながる、地域の拠点（広場）」の早期実現を要望する。

2 これまでの検討の経過について

(1) 公民館の施設使用料をめぐる検討の経過

平成22年5月、小金井市第三次行財政改革大綱において「公民館の有料化の検討」の項目が示された。これを受け、第33期公運審（平成27年9月から平成29年9月まで）では、平成29年7月「公民館中長期計画の策定について（答申）」をまとめた。そこでは、公民館の施設使用料については減免規定付き一部有料が望ましいが、徴収額、徴収方式については、そこに生じる経費、徴収した金額の用途等との整合性を図ること、と示された。

その後、第34期（平成29年9月から令和元年9月まで）・第35期（令和元年9月から令和3年9月まで）公運審では、公民館中長期計画の策定に着手し、令和3年3月に公民館中長期計画を策定した。公民館施設使用料については、公民館では学びを通して地域課題解決活動等が市民により行われているため無料だが、公民館使用登録団体が利用していない時間帯は、受益者負担の原則から規定を作り、有料での使用を認めるという方向性を示した。

第36期公運審（令和3年9月から令和5年9月まで）では、公民館中長期計画に沿った有料化の場合、全5館で使用料見込額が年間数万円程度との試算が得られたことから、効率性、効果性の観点等から課題があるとの指摘を踏まえ、公民館運営等に要する年間の維持管理費、公民館使用団体等の利用状況、都内及び近隣3県の他自治体の公民館における使用料の導入状況等をもとに協議を行い、社会教育においては、受益者負担という考え方は馴染まないといった意見があったものの、小金井市受益者負担基準の考え方等に基づき、公民館の施設使用料を利用する団体に納めていただくことが妥当であるとの意見が大半であった。最終的な結論を出すには至らず、適切な減免範囲の設定、効率性等を考慮した徴収方法の検討について、第37期に申し送りされた。

(2) 第37期公運審での検討の経過

第37期公運審では、申し送り事項に基づき、施設使用料を導入する場合の「適切な減免対象範囲の設定」と「徴収方法等」の2つに論点を絞り協議を開始した。

2つの論点のうち「減免対象範囲」に係る検討に当たっては、実際の公民館利用団体の活動事例を分析・整理し、委員相互で意見交換を行うことで、イメージの共有化を図り、具体的な検討を積み重ねてきた。また、協議を重ねる中で、公民館の理念と

受益者負担の原則との関係、小金井市公民館の目指す姿や活性化方策、使用料の使途の在り方など、幅広い内容にまで協議が及んだ。

申し送り書に記載された主な論点は以下のとおり

ア 適切な減免対象範囲の設定

第33期公民館運営審議会及び第35期公民館運営審議会においては、使用料導入については一定容認するという結論に至っているものの、減免の対象範囲等に相違がある。

減免の対象範囲によって歳入額にも大きな差が生じることから、公民館維持管理に係る経費、市の財政状況及び係る事務作業や歳入見込み額などを考慮し総合的に判断することが肝要である。なお、事務局においては、利用団体等への説明はもちろんのこと、公民館を利用していない市民の理解も得られるよう努めること。

イ 徴収方法等

利用者の利便性及び職員の事務作業の効率性等を考慮し、券売機やキャッシュレス決済等、より使いやすく、よりわかりやすい方法についても研究し、徴収方法等の検討に努めること。

3 小金井市公民館の施設使用料の導入に係る提言について

(1) 小金井市公民館の目指す姿

施設使用料の導入をする際の減免対象範囲や徴収方法について検討するに当たっては、その前提として、公民館設置の目指す姿や期待される役割を明確にし、公民館の性格を踏まえた内容とする必要がある。

公民館中長期計画において、公民館の将来像は「つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）」と位置付けられている。小金井市公民館が長年にわたって果たしてきた地域課題解決と市民の主体的で自由な学びと実践の場としての役割は、今後も継続していく核となるものである。

今後はさらに、中高生の居場所作り、働き世代の利用促進、周知方法の工夫、多世代交流の場としての機能などに重点的に取り組み、公民館利用を活性化していくことが求められるとともに、持続可能な公民館活動を実現するための仕組みの検討が求められる。施設使用料の導入はその一部として位置付けられる。

(2) 適切な減免対象範囲の設定について

ア 減免対象の範囲について

減免対象範囲の検討に当たっては、公民館使用登録団体の申請時の内容や実際の活動状況等を踏まえ、具体的に公民館使用登録団体をいくつかの類型に整理し、当該団体の「活動内容」、「対象者」、「会費・月謝等の有無」、「公益性、地域性、包摂性及び萌芽性」に着眼して分析・整理を行った。

結果、公民館の性格及び受益者負担の原則を踏まえ、公民館使用登録団体のうち、地域課題や社会課題に取り組む、特に公益性・包摂性・地域性が高いと認められる以下の団体が、その設置目的を達成するために実施する場合、減免対象とすることを提案する。

- ・ 町会又は自治会
- ・ 障害者団体
- ・ 主に18歳未満で構成する団体
- ・ NPO法人や社会福祉法人等、主にボランティア活動を主たる目的とする団体
- ・ 公民館の主催事業から発足した団体（ただし、登録から3年間に限る。）
- ・ その他、地域課題や社会課題の解決に取り組む活動を主たる目的とする団体

イ 減額割合について

公民館維持管理に係る経費、市の財政状況及び係る事務作業や歳入見込み額、利用者の負担などを考慮し、減額の場合、徴収金額の10分の3、又は10分の5とすることを提案する。

ウ 減免の申請について

公平性・妥当性を担保するために、施設使用料の減免を求める団体は、施設使用料減免申請書を教育委員会に提出することを提案する。

エ 公民館利用のガイドラインについて

公民館の利用について、ルールが分かりづらく新規利用が広がらない、遅刻や無断キャンセルが少なくない、少人数で使用するにもかかわらず大きな部屋や複数の部屋を占拠する、同内容で複数の団体登録をしている、市外構成員の利用者の割合が半数以上と想定されるなど、公民館における不適切な使用事例が見受けられる。

より多くの市民に公民館の利用を積極的に促すため、また、公民館利用の公平性を担保するために、団体登録の在り方も含め、ガイドラインの作成を提案する。

ガイドラインは、初めて利用する人や市民の目線に立った、分かりやすいものとし、同時に公民館設置の目的や将来像を共有できるような内容を望む。

(3) 効率性、利便性を考慮した使用料徴収方法について

徴収方法については、利用者の利便性及び職員の事務作業の効率性等を考慮する必要がある。本審議会では、上記を考慮し検討を行った結果、使用料徴収方法として、①人的対応（レジ方式）、②ボタン券売機（現金対応方式）、③キャッシュレス決済の3点について整理した。

この整理を踏まえ、市全体の状況や市民ニーズ等を考慮の上、適切な徴収方法を採用することを求める。

(4) 徴収した施設使用料の用途について

徴収した施設使用料の用途については、原則としては他の受益者負担を導入する施設と同様に広く市の歳出に充てられることは一定理解しつつも、持続可能な公民

館活動を支えるために充てることを要望する。

公民館は多世代が集う地域の学習拠点であり、またコミュニティの中核としての機能が期待されている。多種多様な社会教育活動を支える魅力的な公民館を実現するために、設備面では、ユニバーサルデザインを取り入れた空間や安心、安全なトイレ、エレベーターの整備及び備品類の充実など、使用料が公民館のために有効に活用されることを強く望む。

4 おわりに

第37期公運審では、公民館に施設使用料を導入する場合の「減免対象範囲」と「徴収方法」について協議し提案したが、施設使用料の導入そのものについてさまざまな意見があることを認識する必要がある。

文部科学省においては、社会教育について地域や家庭でともに学び合う社会の実現に向けた教育の推進を方針とし、その機能強化が求められている。(資料参照)

これまで小金井市の公民館が積み上げた実績や歴史を継承するとともに、現代の市民のニーズや生活状況に応じた、持続可能な公民館の新しい在り方を、官民協働で創出していく必要がある。そして、施設使用料の導入を、市民の社会教育の実践の場としての役割を継続、拡大させるとともに、公民館の活性化を目的とするのであれば、利用者や市民への丁寧かつ十分な説明と対話の機会が求められる。

公民館の施設利用を通じて、地域のコミュニティ機能の強化が図られるとともに、公民館が自由に学び育む施設として、小金井市民の市民力を高め、小金井市が更に発展することを期待する。

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

- 教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
- ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み【社会の現状や変化】
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化
 - ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ等重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低下 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ **将来の予測が困難な時代**において、未来に向けて**自らから社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・ **社会課題の解決**を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人の投資**」が必要
- ・ **Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・ **主体的に社会の形成に参画**、持続的社会的発展に寄与
- ・ 「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・ 探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・ グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・ **リカレント教育**を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・ 支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視
- ・ **地域社会の国際化**への対応、**多様性・公平・公正・包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・ **ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複雑化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・ **DXに至る3段階**（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行の着実な推進**
- ・ **GIGAスクール構想**、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における**働き方改革**、**処遇改善**、**指導・運営体制の充実**の一体的推進、**ICT環境**の整備、**経済状況**等によらない**学び確保**

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、**安全・安心**で質の高い教育研究環境等の整備、**児童生徒等の安全確保**

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・ **多様な個人**それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・ 幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、**協調的幸福**と**獲得的幸福**のバランスを重視
- ・ **日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づく**ウエルビーイング**を発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・ **持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等の社会教育施設**の機能強化や**社会教育人材の養成**と**活躍機会**の拡充
- ・ **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、**家庭教育支援**の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・ **生涯学習**を通じた自己実現、**地域や社会への貢献**等により、**当事者として地域社会の担い手**となる